コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Soken Chemical & Engineering Co.,Ltd.

最終更新日：2015年12月3日
綜研化学株式会社
代表取締役社長　逢坂　紀行
問合せ先：03-3983-3268
証券コード：4972
http://www.soken-ce.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は適切な企業統治の推進・徹底を図ることにより、企業としての社会的責任を果たし、関係する皆様から信頼していただけるよう努めていくことを基本方針とし、平成14年5月に制定した当社の企業倫理綱領において「当社は、法令等を遵守し、社会的規範や良識に基づいて行動する」ことを定め、的確なガバナンス体制の構築を目指してまいりました。

コーポレート・ガバナンスは最重要の経営課題の一つであると認識し、平成18年5月15日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議し、その後の状況に応じて必要な改定を行い、一層の定着と浸透を図っております。この基本方針に則り、今後とも上場会社としての自覚と責任をもって、より実効性を高めた運営を図っていく所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	767,700	9.25
東京中小企業投資育成株式会社	333,000	4.01
綜研化学従業員持株会	314,198	3.79
中島 幹	276,700	3.33
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITARIZATION FUND 620065	243,700	2.94
株式会社三井住友銀行	135,000	1.63
株式会社みずほ銀行	120,000	1.45
三井住友信託銀行株式会社	110,000	1.33
椎名　三恵子	104,000	1.25
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	101,200	1.22

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点では当項目に該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荒井　寿光	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井　寿光	○	コナミ株式会社社外監査役を兼務しております。	行政分野及び企業経営における豊富な経験に基づく高度で幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、年間監査計画を策定し、定期的に打合せ及び監査結果に関する報告等を行っており、両者の連携を強めております。
なお、当社は「あずさ監査法人」と会計監査契約を締結しております。
監査役は内部監査部門に内部監査計画の説明と内部監査結果の報告を求めるとともに、内部監査部門と連携した監査も実施しております。
なお、監査役監査を支える専任者1名を監査役付として配置し、監査役による監査が効率的に行われる体制を構築しております。
また、内部監査部門の人員については、3名配置し、監査役との連携サポート体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西田　まゆみ	学者													
鈴木　仁志	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西田　まゆみ	○	―――	研究開発分野での企業活動に関する豊富な見識と、大学教授としての専門的な知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
鈴木　仁志	○	―――	弁護士としての専門的見地を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、取締役のモチベーションや業績向上に対する意欲が保たれており、インセンティブ付与は必要ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に対して支払った報酬等134百万円、退職慰労金2百万円（平成27年3月期）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、業績、役員の役割・責任などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制としては、取締役会事務局が必要な連絡を行うとともに、取締役会での審議事項、その他重要会議での報告・検討事項等に関する情報提供を行っております。
社外監査役のサポート体制としては、監査役補助者を配置し、監査役会の補佐、社外監査役への連絡を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行につきましては月１回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。
また、経営の重要事項を審議し、経営意思決定の迅速化・的確化を図るため、執行役員を構成員とした事業推進会議を月１回以上開催しております。
平成27年3月期は取締役会を18回開催し、事業推進会議を12回開催しております。
内部監査室（専任３名）は、内部統制の妥当性を監視することを目的として、法令・規程類の遵守状況、リスク管理状況、会社財産の保全状況、業務活動の効率性を確認するために、日常の業務遂行に関し、全部門及び関係会社を対象に各種社内規程の遵守状況に関する監査並びに業務監査を計画的に実施し、その結果をトップマネジメントに報告すると同時に、被監査部門に対し、必要な改善事項の指摘・指導を行い、その後の進捗状況をフォローしております。
また、法令遵守体制の充実・強化のため、企業倫理綱領を制定し、関係会社を含め適切な運用と実践に努めるとともに、企業倫理委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として定期的に会議を開催し、日常的な法令遵守状況のチェック、取締役会への報告、改善のための提言を行っております。
このほか、安全衛生委員会等それぞれの分野で委員会をもち、側面からコーポレートガバナンスの充実に寄与しております。
会計監査につきましては、「有限責任あずさ監査法人」と監査契約を締結し、会社法に基づく計算書類とその附属明細書及び金融商品取引法（旧証券取引法）に基づく財務計算に関する書類の監査を受けております。当社は同監査法人が独立の第三者として公正不偏な立場で監査を実施できる環境を整備しております。業務を執行しました公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士［継続監査年数］
指定有限責任社員　業務執行社員：佐々木雅広［２年］
伏谷充二郎［２年］
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士：５名、その他：４名

監査役監査は、当社監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し取締役の業務執行を監査しておりますが、直近の１年間は以下の項目を主要監査項目として実施いたしました。
１　事業報告書及びその付属明細書の監査
２　取締役の職務執行に関する監査
３　内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況の監査
４　単体・連結の計算書類及びその付属明細書の監査
５　リスクマネジメントに関する監査
６　コンプライアンスに関する監査
７　業務執行の適切性に関する監査
８　海外グループ会社監査
なお、２名の社外監査役はコンプライアンス及びリスクマネジメントを中心とした業務監査を行っております。
また、監査役は内部監査部門に内部監査計画の説明と内部監査結果の報告を求めるとともに、内部監査部門と連携して監査を実施しております。更に、監査役と会計監査人は年7回、年間監査計画の打合せ及び監査結果に関する報告等を行っており、両者の連携を深めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を1名選任し、取締役会の透明性向上および監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。
また、社外監査役2名を含めた監査役4名による監査と監査法人による会計監査を行っており、経営の監視機能の面においては十分に機能する体制が整っていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開催集中日を回避して株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（決算及び第2四半期決算）の決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、決算説明会資料、事業報告書、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部を担当部署とし、担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRおよび環境保全活動について社会・環境報告書をホームページ上で公開し、希望者および株主へ配布しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は適切な企業統治の推進・徹底を図ることにより、企業としての社会的責任を果たし、関係する皆様から信頼をいただけるよう努めていくことを基本方針としております。
具体的には内部統制システム構築の基本方針を平成18年5月15日の取締役会において「業務の適正を確保するための体制の整備」として決議し、法令遵守体制の強化、リスクマネジメントの推進、規程の見直し等の体制の整備・充実に取り組むとともに、その進展や状況に応じて、取締役会の決議により必要な改定を行っており、現在は、以下の8項目に取り組んでおります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び従業員を対象とする法令遵守体制の基礎として、綜研化学倫理綱領を定め、綜研化学倫理綱領ガイドラインなどにより、その遵守を図るとともに、全役職員にCSRカードとして携帯させ、周知徹底を図っております。
(2)取締役は、職務執行にあたり、効率的かつ健全で、透明性の高い経営の実現を目指し、取締役及び従業員の職務執行が適正に行われるための体制の構築を進めております。
＜規程の整備＞
法令、定款及び企業理念を踏まえて、取締役及び従業員が職務を執行するうえで必要となる社内ルール、手続き等を規程として整備し、状況に応じて必要な改定を行っております。
＜法令遵守体制＞
代表取締役社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、日常的な法令遵守状況を定期的にチェックするとともに、改善のための提言を行い、取締役会にその状況を報告することとしており、平成27年3月期は4回開催しております。
＜活動状況の確認と是正のための体制＞
業務の適正を確保するため内部監査室を設置し、監査結果について適宜代表取締役社長に報告することとしております。また、内部通報制度として「内部通報・相談窓口」を設けて、法令違反を未然に防ぐための体制を整備しております。

2. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの企業価値を損ねる可能性がある重要なリスクに対して、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする適切な管理体制を整備するとともに、リスク管理規程に基づき、経営環境の変化に応じたリスク管理活動を推進しております。
なお、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるよう努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
(1)取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、平成27年3月期は18回開催しております。
(2)執行役員制度の下、取締役による経営の意思決定及び執行監督と、執行役員による業務執行機能が迅速かつ効率的に行われる体制を確保しております。
(3)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織管理規程及び職務権限規程において社内組織、業務分掌及び職位毎の責任と権限を定め、これに基づき実行しております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)業務の適正を確保するため、綜研化学倫理綱領を基礎として、当社及び子会社において諸規程を整備・運用し、コンプライアンス体制の構築・強化を図っております。
(2)経営管理については、関係会社管理規程により、子会社が当社の承認を要する事項及び報告すべき事項を明確にするとともに、子会社ごとに運営管理を担当する所管部門を定めて、当社グループの経営方針及び所管部門の事業戦略の周知・徹底、子会社の管理・監督・支援を行っております。
(3)内部監査室は、当社及び子会社における法令遵守やリスク管理の状況、その他業務処理の適正性について、定期的に監査を行い、代表取締役社長に報告しております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築し、運用しております。

7. 監査役の適正監査を確保するための体制
(1)監査役会において定めた監査の方針に基づき、監査役が取締役会のほか、必要な重要会議に出席すること、取締役及び従業員から職務執行状況の聴取並びに各部門や子会社の調査等を実施することを保証しております。
(2)当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役が要求した事項、業績に重大な影響を及ぼす可能性のある事項、法令違反など不正行為に関する事項などについて、監査役に遅滞なく報告することとしております。なお、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。
(3)監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人及び内部監査室との定期的な意見交換の場を設けております。
(4)監査役が職務執行について生ずる費用を請求した場合は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、拒むことができないこととしております。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の従業員から監査役補助者を任命することとしており、1名を選任しております。
(2)監査役補助者の異動、人事考課及び給与の改定にあたっては、監査役会の同意を得るものとしております。また、監査役補助者は、監査役の指揮命令に従い、取締役及び他の従業員からの指揮命令を受けないものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針とし、綜研化学倫理綱領において「あらゆる反社会的勢力からの不法・不当な要求には応じず、一切の関係を遮断する。」と定めております。
また、従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶に関する教育や所管警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力による被害防止を図る取組みを進めております。更に「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力排除に関する情報収集や各種外部研修への参加を実施しており、万が一に備えた体制整備に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点では当項目に記載すべき事項はありません。

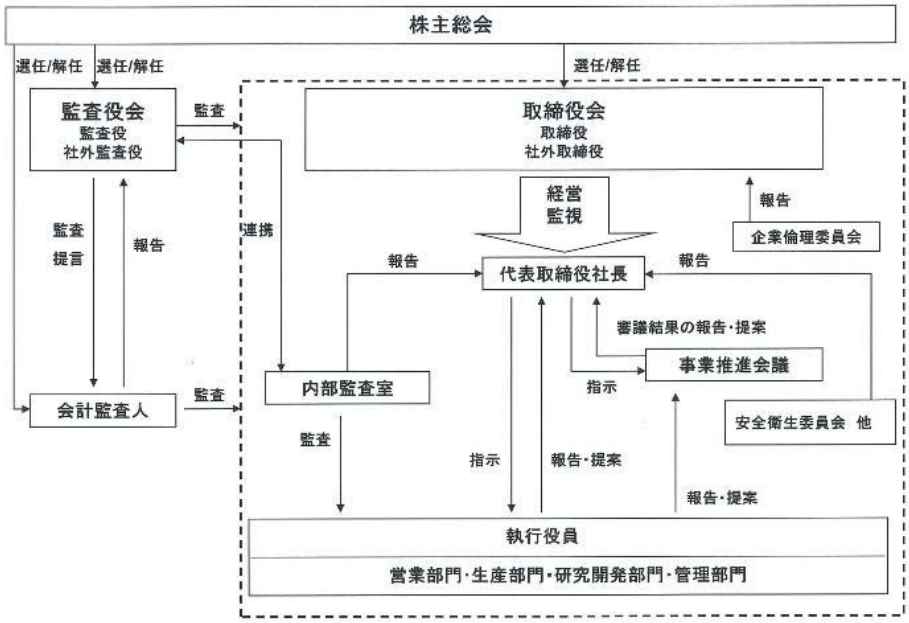
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

取締役会決議を経た決定事実および決算情報、あるいは当社の経営に影響を及ぼす発生事実は、遅滞なく情報取扱責任者に報告されます。情報取扱責任者は、東京証券取引所が定める適時開示規則に照らして情報開示の要否をすみやかに判断し、社長の承認を得て開示を指示します。

開示文書の作成と開示作業等の実務は経営管理部長が責任を負い、情報取扱責任者の承認を得て、TDnetで電子開示および報道機関への公表を行います。併せて、当社IRサイトへの資料掲載も実施し、公平、正確かつ迅速な情報開示を図っております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図

